BARCOS

2022年3月15日

各位

会社名 株式会社バルコス (コード番号 7790 TOKYO PRO Market) 代表者名 代表取締役社長 山本 敬 問合せ先 管理部長 佐伯 英樹 TEL 0858-48-1440

https://www.barcos.jp/

定款一部変更に関するお知らせ

URL

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022 年 3 月 31 日に開催を予定している定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第2条「目的」に「不動産の売買、賃貸、所有および管理」を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに 規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子 提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであり ます。
 - ・株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。(変更案第15条)
 - ・株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。(現行定款第15条)
 - ・上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。 なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 現行定款第21条の取締役会長を廃止するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の各号に記載する業務を	第2条 当会社は、次の各号に記載する業務を
営むことを目的とする。	営むことを目的とする。
(1~4、条文省略)	(1~4、条文省略)
(新設)	5. 不動産の売買、賃貸、所有およ
	び管理
5. 上記各号に附帯関連する一切の	<u>6</u> .上記各号に附帯関連する一切の
業務	業務
(株主総会参考書類等のインターネット開示	
とみなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	(削除)
主総会参考書類、事業報告、計算書類	
および連結計算書類に記載または表	
示すべき事項に係る情報を、法務省令	
に定めるところに従いインターネッ	
トを利用する方法で開示することに	
より、株主に対して提供したものとみ	
なすことができる。	
(新設)	(電子提供措置等)
	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類等の内容である情報に
	ついて、電子提供措置をとるものとする。
	② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部
	について、議決権の基準日までに書面交付
	請求した株主に対して交付する書面に記
	載しないことができる。_
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第21条 取締役会は、その決議によって代表	第21条 取締役会は、その決議によって代表
取締役を選定する。	取締役を選定する。
② 取締役会はその決議によって、取締役会	② 取締役会はその決議によって、取締役社長

長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取 1名、専務取締役、常務取締役各若干名を 締役各若干名を定めることができる。 定めることができる。 (新設) (附 則) 1 現行定款第15条(株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供) の削 除および変更案第15条 (電子提供措置等) は、会社法の一部を改正する法律(令和元 年法律第70号) 附則第1条ただし書きに 規定する改正規定の施行の日(以下「施行 日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か 月以内の日を株主総会の日とする株主総 会については、現行定款第15条はなお効 力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 3 月 31 日 (木)定款変更の効力発生日2022 年 3 月 31 日 (木)

以上